

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に関する特別意見

国は、新型コロナワクチン接種について、「特例臨時接種」を今年度末で終了し、来年度以降、安定的な制度の下で継続するとし、具体的な論点について検討されている。

予防接種法上の従来の「定期の予防接種」として実施されることとされた場合、市町村長が主体となり、接種に係る費用については市町村が支弁することになるなど、我々都市自治体にとって極めて大きな影響が生じることになる。

また、新型コロナワクチンは高価であることが見込まれ、希望者への接種に支障が生じる恐れがあることから、これまでも接種体制等の具体的内容を速やかに示すよう、国に求めてきたところであるが、現時点においても示されておらず、予算編成を控えた都市自治体の間で困惑する声が出ている。

新型コロナワクチン接種を予防接種法に基づき、来年度以降も実施するに当たって、市町村・医療機関等が円滑に接種体制を構築し、希望者が安心して接種に臨めるよう、国において、改めて下記の事項について、特段の措置を早期に講じるよう強く求める。

記

1. 令和6年度以降、特例臨時接種が終了する中、接種事業を継続して行う必要性や有効性に係る知見等について、国の責任において、国民が理解できるよう、わかりやすく周知すること。
2. 令和6年度以降のワクチンの確保方法、流通方法、調達価格の見込み、医療機関との委託契約・調整等に関して、様々な課題が生じることが見込まれることから、地域において支障なく接種するための具体的なスキームを早期に提示すること。
3. 新型コロナワクチン接種は、これまで全国民を対象に継続して実施されてきたことから、少なくとも季節性インフルエンザワクチンと同水準の負担で接種できるよう国費による財政支援を含め多面的に検討を行い、希望する高齢者等が安心して接種できる仕組みを構築すること。

4. 令和6年度以降、「定期の予防接種」とする場合、ワクチンの確保から副反応への対応に至るまで地域の医療機関の理解と協力が必要不可欠であるため、国において、医師会等の医療関係団体の全面的な理解と協力を得ること。

令和5年11月15日

全 国 市 長 会